

## 研究支援関係 規程・書式等掲載場所

### 研究支援

- 科学研究費助成事業 (文部科学省)**
  - 学内使用ルール (本学HP※1/本学イントラネット※2)
  - 学内使用書式等 (本学イントラネット※2)
  - 科学研究費助成事業一科研費一 (文部科学省) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/main5\\_a5.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)
  - 科学研究費助成事業一科研費一 (日本学術振興会) <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.htm>
- 共同研究 (学内)**
  - 規程 (本学イントラネット※2)
  - 各種書式等 (本学イントラネット※2)
- 共同研究 (学外)**
  - 規程 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
  - 各種書式等 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
- 受託研究**
  - 規程 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
  - 各種書式等 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
- 奨学寄附金**
  - 規程 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
  - 各種書式等 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
- その他助成金**
  - 案内・お知らせ等 (本学イントラネット※2/伝達事項で都度掲載)

### 委員会

- 生命倫理委員会**
  - 規程 (本学イントラネット※2)
  - 各種書式等 (本学イントラネット※2)
- 動物実験委員会**
  - 規程 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
  - 各種書式等 (本学イントラネット※2)
- 共同研究推進委員会**
  - 規程 (本学イントラネット※2)
  - 各種書式等 (本学イントラネット※2)

※1 (本学HP) ……ホーム → 大学の概要 → 研究・産学官連携 <http://www.sonoda-u.ac.jp/university/research.html>

※2 (本学イントラネット) ……トップ → 事業局情報 → 社会連携推進センター

※上記すべての窓口は、「社会連携推進センター(地域連携・研究支援ユニット)」です。  
事前に本学HPまたはイントラネットにてご確認ください。



人間健康学部 総合健康学科・人間看護学科・食物栄養学科  
人間教育学部 児童教育学科  
短期大学部 生活文化学科・幼児教育学科

園田学園女子大学 園田学園女子大学短期大学部 研究倫理パンフレット

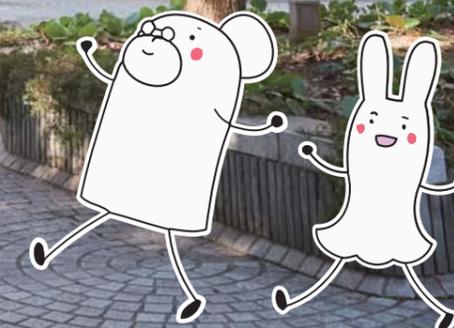
発行者: 園田学園女子大学 園田学園女子大学短期大学部  
所轄: 社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニット  
TEL (06)6429-9921 FAX (06)6422-8523  
発行年: 2019年4月

「園田学園女子大学 研究倫理パンフレット」に関するご意見やご感想などがありましたら、社会連携推進センターへお寄せください。  
本パンフレットに掲載した文章、写真等の無断転載・複写を禁じます。  
Copyright(C) SONODA WOMEN'S UNIVERSITY SONODA WOMEN'S COLLEGE All Rights Reserved.

2019年度版  
園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部

# 研究倫理パンフレット

公正な研究活動を推進するために





## CONTENTS

|  |   |
|--|---|
| 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部でのさまざまな研究支援と研究に関わる委員会              | 2 |
| 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要（文部科学省）                   | 3 |
| 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での研究活動における不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）    | 4 |
| 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」概要 平成26年2月18日改正（文部科学省） | 5 |
| 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での公的研究費等にかかる機関内責任体制と職務             | 6 |
| 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の使用に係る行動規範                | 6 |
| 研究支援関係規程・書式等掲載場所   | 7 |

## 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での さまざまな研究支援と研究に関わる委員会

### 研究支援 科学研究費助成事業（文部科学省）

科研費と略して呼ばれることが多く、文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。若手の研究者を支援する研究種目もあり若手からベテランまで幅広く日本中の大学や研究機関で活用されています。

### 研究支援 共同研究（学内）

本学における研究活動の活性化及び教育の質の向上を図るため、共同研究の推進を目的とし、2名以上の本学の教員が共通の課題について協力して研究するものです。この共同研究には、他大学、その他の研究機関等の研究者を含めることができます。

毎年、管轄部署より共同研究募集の告知が行われるので、募集要項をよく読んだ上で応募するようにしてください。共同研究推進委員会にて審査を行い申請者本人へ結果の通知を行います。

### 研究支援 共同研究（学外）

本学の研究者と学外の研究機関や業者などと共通の課題について協力して研究するものです。本学の当該共同研究の担当者及び学生の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育・研究に支障を生じるおそれがないと学長が認めた場合に限り、学外共同研究を実施しようとする学外の諸機関、本学の共同研究者とともに書類の提出が必要となります。

### 研究支援 受託研究

学外の企業や研究機関等が本学の教員（研究者）へ研究の受託をするものです。本学の教育・研究に支障を生じるおそれがないと学長が認めた場合に限り、本学に研究を委託しようとする者は、当該受託研究を担当する教員と協議の上、申込書類を提出します。研究を受託する教員は、計画書の作成・提出が必要となります。

### 研究支援 奨学寄附金

本学における奨学を目的とする寄附金及び有価証券のことを指します。奨学寄附金の寄附を申し出る者は、申込書を提出し、受け入れの決定は理事長が行います。本学の教職員個人が寄附金を受けた場合、次の①②に該当するときは、原則として当該寄附金を改めて本学に寄附するものとします。

- ①職務上の教育・研究を助成しようとするもの
- ②当該寄附金をもって本学の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするもの

### 研究支援 その他助成金

公益財団法人や研究機関等より本学に届いた研究助成に関する案内は、随時学内掲示板（イントラネット）等で管轄部署よりお知らせします。応募については、それぞれの募集要項に応じて個人応募、機関応募とさせていただきます。詳細は、学内掲示板（イントラネット）でご確認ください。

### 委員会 生命倫理委員会

本学に所属する研究者が行う人間を直接対象とした研究においてヘルシンキ宣言（被験者の権利・利益を優先すること、一般に認知された科学的諸原則に従って行うこと、計画書を研究倫理委員会に提出し承認を得ること、被験者の自主的な同意を得ること、など）の趣旨に添った生命倫理的配慮を図ることを目的とします。

人間を直接対象とした研究において、アンケート調査や協力が必要になった際には、「生命倫理委員会にかけるか否かのチェックシート」で確認を行い、1つでも「はい」に☑がつく場合は管轄部署にて審査・申請の手続きを行ってください。委員会にて審査を行い、申請者本人へ結果の通知を行います。

### 委員会 動物実験委員会

動物実験等の適正な運営を図ることを目的とします。研究や授業等で動物実験を行おうとする場合は、事前に計画書を管轄部署に提出し申請してください。委員会にて審査を行い、申請者本人へ結果の通知を行います。

### 委員会 共同研究推進委員会

共同研究の円滑な推進を図ることを目的とします。申請のあった共同研究の審査を行い、申請者本人へ結果の通知を行います。

# 研究活動における不正行為への対応について

## 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要

### 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

#### 【不正行為に対する基本姿勢】

●研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

#### 【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

●不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

#### 【大学等の研究機関の管理責任】

●上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

- ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
- ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

### 第2節 不正行為の事前防止のための取組

#### 【不正行為を抑止する環境整備】

##### 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

##### 2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

#### 【不正事案の一覧化公開】

●不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

### 第3節 研究活動における特定不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）

#### 【対象とする不正行為（特定不正行為）】

●捏造、改ざん、盗用（注：従来どおり）

#### 【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
  - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
  - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
  - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

#### 【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査（予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等）までの手続き・方法
  - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第3者への業務委託も可能
  - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安の設定
  - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること（利害関係者の排除についても規定）
  - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保
  - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

### 第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

#### 【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
  - 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）
- （※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

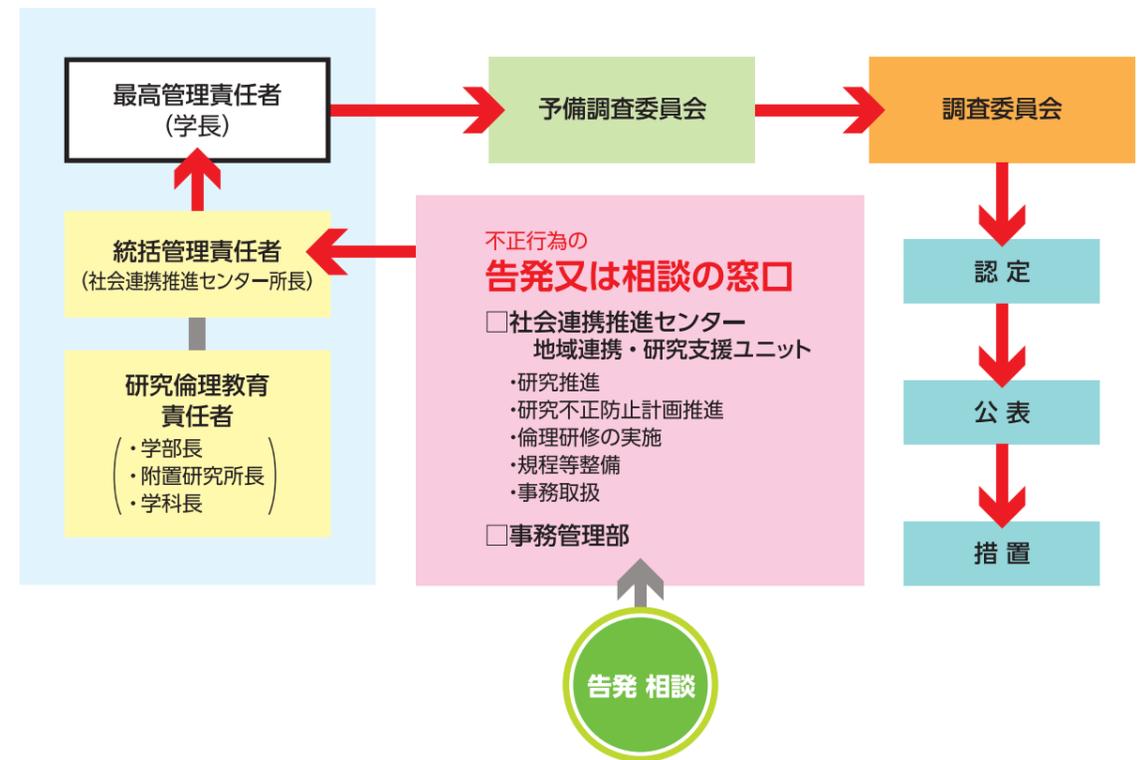
#### 【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

- 1 組織としての責任体制の確保
  - 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
  - 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置
- 2 迅速な調査の確保
  - 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

## 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での研究活動における不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）

不正行為を防止するための責任者として、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く

### 責任体系



### 責任と権限

#### 【最高管理責任者】学長

機関全体を統括し、研究者の不正行為防止についての基本方針の決定、不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針の決定及び最終責任を負う

#### 【統括管理責任者】社会連携推進センター所長

最高管理責任者を補佐し、研究者の不正行為防止について機関全体を実質的に統括する責任と権限を持ち、機関全体の研究倫理教育の実施計画の策定及び実施統括、不正行為にかかる情報を受けたときの対応の統括を行う

#### 【研究倫理教育責任者】学部長、附置研究所長、学科長

- ・各部署における研究者の不正行為防止を行う
- ・研究倫理教育責任者は、自己の監督する部署において、研究活動に関わる者を対象に、定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する
- ・研究倫理教育責任者は、研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援や助言を行う

#### 【告発の相談窓口】 ●社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニット ●事務管理部

本学において不正行為が存在する、あるいは疑われる場合の内外からの問い合わせに適切に対応する

# 公的研究費の管理・監査等について



## 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)【概要】

### 第1節 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の管理に係る機関内での責任者(最高責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者)の責任の範囲、権限の明確化を要請。

### 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

機関内のルールの明確化・統一化(ルールの整備と相談窓口の設置等)、職務権限の明確化、公正で効率的な研究遂行のための研究者及び事務職員の意識向上、告発等の取扱い(迅速な全容説明を含む)、懲戒の明確な規定と透明な運用を要請。

### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

機関内での不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び計画の責任ある実施(防止計画推進部署の設置等)を要請。

### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

予算執行のチェック体制の構築、業者との癒着防止、事務部門による発注・検収業務の実施など、不正防止計画を踏まえた具体的な不正抑止策を要請。

### 第5節 情報発信・共有化の推進

機関における不正への取組に関する基本方針等を内外に積極的に情報発信することにより、機関間、担当者間等における情報共有を要請。

### 第6節 モニタリングの在り方

実効性のあるモニタリング体制及び方法(機関全体の視点からモニタリング、リスクアプローチ監査の実施、監査制度を整備等)について要請。

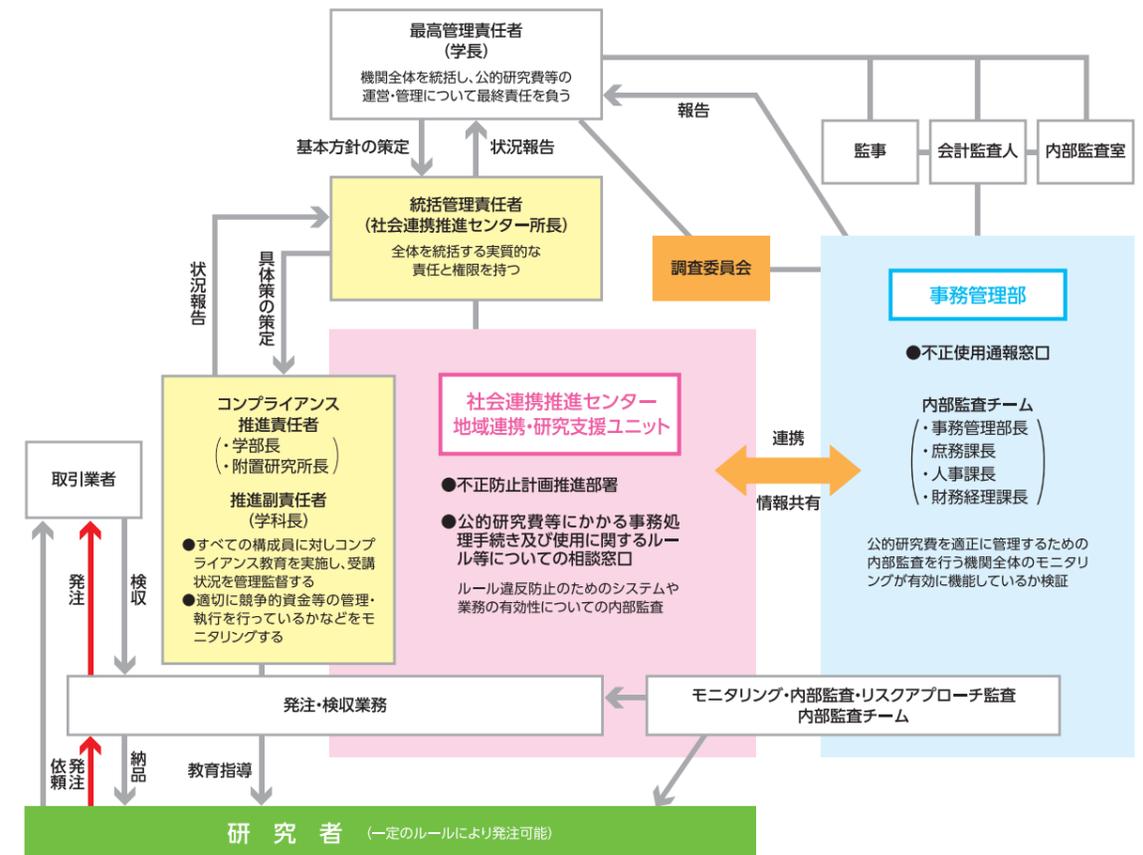
### 第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

文部科学省等が機関に対し、体制整備等に関する調査の実施や機関における体制整備の不備に係る措置(間接経費措置額の削減等)を明記。

### 第8節 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応

機関から提出される不正事案の最終報告書に係る配分機関における措置等を明記。

## 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での公的研究費等にかかる機関内責任体制と職務



園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の運営・管理及び監査に関する規程(平成30年4月1日)より

担当窓口

■事務管理部 内部監査チーム  
TEL: 06-6429-1201 FAX: 06-6422-8523  
E-mail: tuho@sonoda-u.ac.jp

- 公的研究費の不正使用に係る通報窓口
- 研究不正行為の告発又は相談の窓口

■社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニット  
TEL: 06-6429-9921 FAX: 06-6422-8523  
E-mail: kenkyushien@ml2.sonoda-u.ac.jp

- 研究不正行為の告発又は相談の窓口
- 公的研究費の使用ルール及び事務処理等の窓口
- 研究支援(科研費、受託研究、共同研究、奨学寄附、共同研究(学内))
- 研究倫理審査 ●研究倫理教育 ●学生に対する研究倫理教育

### 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の使用に係る行動規範

(平成27年10月1日制定)

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部(以下「本学」という)は、学術研究の公平性・信頼性を確保することを目的として、公的研究費の使用に当たり、教職員が遵守すべき行動規範をここに定める。

本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

(法令の遵守)

1 本学の教職員は、公的研究費は国民の貴重な税金が原資であることを認識し、その管理と執行にあたっては関連法令や規則を遵守する。

(適正な使用)

2 研究者等は、研究計画に基づいて公的研究費を計画的かつ適正な使用に努める。また、事務職員は、効率的かつ適正な事務処理を行うことに努める。

(管理・監査体制)

3 本学の教職員は、公的研究費の不正及び不適切な実行を防止するため、実効性のある管理・監査体制を整備する。

(ルールの理解)

4 本学の教職員は、公的研究費の取扱いに係る研修等に積極的に参加し、法令等の知識を習得し、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努める。

附則

この行動規範は、平成27年10月1日から施行する。